

確認審査手続き変更

建築士への周知徹底を

日事連、建基法改正で国交省に意見書

ニーズに対応できる弾力的運用も

日本建築士事務所協会 要望した。連合会（日事連、三栖邦博会長）は3月30日、建築確認審査の運用などを明らかにした「建築基準法施行規則等の一部を改正する省令案」に対する意見書を、国土交通省の水流潤太郎住宅局建築指導課長に提出した。確認審査の手続きが大きく変わる改正建築基準法の施行まで3カ月を切ったものの、建築士や建築主にその内容が知れ渡っていない状況を危惧（きん）し、国が主導しPRすること求めた。建築主のニーズにこたえるための設計変更が円滑に行える確認審査の弾力的運用も

周知不徹底による混乱が生じる可能性があるとのみている。確認審査・手続きの厳

格化やピアチェック制度の創設、中間検査導入など建築行政の厳格化などによって、これまでと手

続きが大きく異なることや、時間、費用の負担、設計変更の困難性に対する建築士の理解が進んでいないことを問題視。P Rの重要性を強調した。建築士事務所は建築工事中で建築主ニーズにこたえ設計変更を行うことが多いが、同省令案では困難になると読むこともできることから、建築主ニーズに対応できる弾力的運用の必要性を主張した。具体的には、変更の内容、程度によってはピアチェックへの判定を要しない場合の設定などをあげた。確認審査の公正で的確な実施の観点から、図書間の内容が食い違った場合、誤字、脱字など一部の例外を除き補正を認めないとしていることに対し、現実的な対応を求めた。具体的には建築基準関係規定への適業に影響しない不整合も補正を認める案を提示した。

日本建築士事務所協会 要望した。日事連は、国交省が3月14日付で同省令案に対する意見募集を開始したことを受け、意見書をまとめた。確認審査等に関する指針案が建築士事務所に業務上の多大な影響を与えるという日事連の問題意識を正確に伝えるため、今回の意見提出は、三栖会長自ら国交省に向き直接手渡すとともに意見交換を行った。日事連は、改正法の周知について建築防災協会などによる講習会が予定されているものの、受講者定員が約3700人で全国の建築士事務所数と比較すると十分でなく、

2007. 4. 2